

# 一般債振替制度

よくあるご質問

〈機構加入者編〉

2022年8月

株式会社証券保管振替機構

## はじめに

平素は弊社業務の運営に関し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般債振替制度は 2006 年の制度開始以降、順調に稼働しておりますが、利用者の皆様から制度の御利用にあたり、様々なお問い合わせを受けております。この度、一般債振替制度の機構加入者の皆様から受ける御質問のうち、お問い合わせの頻度が高いものや、誤って手続された場合の影響が大きいものについて、「よくあるご質問」としてまとめましたので御案内いたします。

一般債振替制度の機構加入者の皆様におかれましては、制度の御利用にあたり、本資料のほか、規程規則、接続仕様書その他の資料を御参照のうえ、各種業務運営に御活用いただきますようお願いいたします。

### 1. 規程規則関係 (詳細資料 (規))

→ 証券保管振替機構ホームページの「制度について」の「一般債振替制度」の「規則・手数料等」(<http://www.jasdec.com/system/sb/rule/>) から御覧いただけます。

- ・ 社債等に関する業務規程
- ・ 社債等に関する業務規程施行規則
- ・ 社債等振替制度に係る手数料に関する規則
- ・ 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則
- ・ 一般債振替制度に係る業務処理要領

### 2. システム関係 (詳細資料 (シ))

→ Target ほふりサイトの「ほふりシステム情報サイト」から御覧いただけます。

- ・ 一般債振替システム システム処理概要
- ・ 一般債振替システム 接続仕様書
- ・ 一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 機構加入者編 等

### 3. 統計関係

→ 証券保管振替機構ホームページの「統計情報」

(<http://www.jasdec.com/material/statistics/>) から御覧いただけます。

- 目次 -

Q1	ISIN コード決定タイミングと参照方法
Q2	銘柄公示情報
Q3	各申請等の入出力時限
Q4	機構非関与銘柄
Q5	振替申請の処理順位
Q6	担保の設定
Q7	質権口残高の償還
Q8	期限の利益を喪失した銘柄の振替
Q9	利息の計算方法の確認
Q10	満期償還期日に銘柄の抹消処理を行わなかった場合
Q11	ファクター更新のタイミング
Q12	ファクターの更新履歴
Q13	1通貨あたりの利子額の更新のタイミング
Q14	銘柄公示情報の利率欄の見方
Q15	銘柄公示情報のその他情報の確認方法
Q16	消滅会社の銘柄情報の修正
Q17	振替口座簿記録事項証明書の請求
Q18	手数料
Q19	手数料明細の参照方法

## よくあるご質問

<b>Q1</b>	<b>ISIN コード決定タイミングと参照方法</b>
ISIN コードの決定タイミングと参照方法を教えてください。	

新たに一般債を発行する場合には、発行代理人は条件決定後、証券保管振替機構に対し速やかに銘柄情報登録を行うこととしています。

発行体コードの付番を受けている発行者（地方公共団体、上場企業、公募債を発行する会社等）の発行銘柄の場合には、証券保管振替機構は、登録のあった銘柄を1日5回の時限（10:30、12:30、13:30、14:30、16:30）ごとに締め切って取りまとめたうえで、ISIN コードの付番機能である証券コード協議会に対して ISIN コードの付番申請を行い、証券コード協議会の承認を受けた後、機構加入者宛に ISIN コード付番速報を通知します（証券保管振替機構の取りまとめ後、原則としておよそ1時間程度で統合 Web 端末にて参照できます。）。したがって、ISIN コードの決定時刻は、発行代理人から銘柄情報登録が行われる時間によっても変動します。

なお、発行体コードの付番を受けていない発行者の銘柄（非上場企業等の私募債）の場合には、ISIN コードは銘柄情報登録後速やかに付番（「JP90B」から始まる12桁）され、統合 Web 端末にて参照できます。

<詳細資料>

（規）「一般債振替制度に係る業務処理要領」

（シ）「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

<b>Q2</b>	<b>銘柄公示情報</b>
新規に一般債が発行される場合には、証券保管振替機構ホームページ上の銘柄公示情報にはいつから表示されますか。また、銘柄公示情報にはいつまで表示され続けますか。	

銘柄公示情報の各銘柄の表示期間は、原則として払込日（発行日）の19時から満期償還期日の19時までとなります。なお、変動利付債で発行時に利率が決定していない等の理由により、利率及び1通貨あたりの利子額等が表示されていないケースもありますので御留意ください。

また、満期償還期日に償還金等の支払いが行われないなど、残高がゼロにならなかった銘柄については満期償還期日以降も銘柄公示情報に掲載されます。その場合には、元利金が支払われる等の措置により残高の全額の抹消が行われた日の19時をもって、当該銘柄は銘柄公示情報から削除されます。

<b>Q3</b>	<b>各申請等の入出力時限</b>
一般債振替制度における各申請や通知等の入出力時限について教えてください。	

一般債振替制度における各申請及び通知の入出力時限については、「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」又は「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 機構加入者編」におけるオペレーションごとの記載を御確認ください。

<詳細資料>

(規) 「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」

(シ) 「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 機構加入者編」

<b>Q4</b>	<b>機構非関与銘柄</b>
機構非関与銘柄とは何ですか。	

機構非関与銘柄は、元利払に関する情報（最終償還時を除く）の授受に証券保管振替機構が関与しない銘柄であり、他の機構加入者の口座への振替を行うことができません。ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替（例：自己口から顧客口への振替）は可能です。

また、銘柄情報に係る各種変更については、銘柄情報提供ファイル（非関与）を取得し確認してください（銘柄情報提供ファイル（非関与）は、当該銘柄を保持している機構加入者へのみ出力されます。）。

<詳細資料>

(規) 「社債等に関する業務規程」

(シ) 「一般債振替システム 接続仕様書（統合 Web 接続 CSV 方式編）」

<b>Q5</b>	<b>振替申請の処理順位</b>
同一銘柄かつ同一決済日に係る複数回の先日付の振替申請を行った場合には、決済日前営業日の夜間バッチにて処理されると思いますが、その際、どのように処理されますか。	

同一銘柄かつ同一決済日で複数の振替申請が入力された場合には、決済日前営業日に一般債振替システムが行う夜間バッチ処理では、以下の順位で振替処理を行います。

- ① 決済照合システムからの連動による振替申請  
(DVP 決済、非 DVP 決済の順でかつ申請受付順)
- ② ファイル伝送接続方式による前日振替申請（申請入力順）
- ③ 上記以外の申請（振替及び買入消却の申請種別を問わず申請受付順）

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則」

(シ)「一般債振替システム システム処理概要」

(シ)「一般債振替システム 統合 Web 端末操作マニュアル 機構加入者 編」

<b>Q6</b>	<b>担保の設定</b>
一般債振替制度における担保の設定方法について教えてください。	

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）上、振替債の質入れ（質権設定）については、振替の申請によって質権者の口座における質権欄（質権口）に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を行うことと定められていますが、それ以外の担保（譲渡担保等）については、振替法及び証券保管振替機構の規程上に特段の定めはありません。担保の種類に応じて、所有権の移転を要する場合には、担保設定者から担保権者の保有口へ振り替えた上で管理するといった対応が必要になります。

<b>Q7</b>	<b>質権口残高の償還</b>
質権口に記録された銘柄はどのように償還されますか。	

質権口に記録された残高についても、他の自己口の区分口座の残高と同様の償還処理が行われます。質権設定者にて直接償還金の受領を行うような場合には、償還期日の2営業日以上前までに質権設定者の口座に残高を戻しておく必要がありますが、償還金の受領方法等について特段の手続を定めていません。関係者間において調整の上、対応をお願いします。

<b>Q8</b>	<b>期限の利益を喪失した銘柄の振替</b>
期限の利益の喪失又は支払遅延の発生している銘柄を振り替えることは可能ですか。	

銘柄公示情報において「期限の利益の喪失」又は「支払遅延」が表示されている銘柄であっても振替は可能です。

<詳細資料>

(規)「一般債振替制度に係る業務処理要領」

<b>Q9</b>	<b>利息の計算方法の確認</b>
ある銘柄の利払にあたり、利息の計算方法を確認する方法はありますか。	

証券保管振替機構では、機構関与銘柄について、支払代理人から通知される1通貨あたりの利子額に基づいて利金の計算等（元利金請求データへの反映）を行っています（機構非関与銘柄については利金の計算等はありません。）。1通貨あたりの利子額の算出における利息計算開始日、終了日等の詳細については、発行者等に直接御確認をお願いします。

<b>Q10</b>	<b>満期償還日に銘柄の抹消処理を行わなかった場合</b>
ある銘柄の残高について、満期償還日に抹消に係るオペレーションを行わない（資金振替済通知（抹消）の未送信等）まま業務時間が終了した場合には、当該銘柄はどのような取扱いになりますか。	

抹消処理が完了していない銘柄は、残高が存在したまま当日の処理を終えることとなります（銘柄公示情報においても表示され続けます。）。抹消処理が必要な場合には、機構加入者は翌営業日以降、速やかに資金振替済通知（抹消）を送信することにより残高を抹消してください。

<詳細資料>

（規）「一般債振替制度に係る業務処理要領」

<b>Q11</b>	<b>ファクター更新のタイミング</b>
銘柄公示情報に掲載されている銘柄のうち定時償還額が期中に通知されるものについて、ファクター情報はいつ更新されますか。	

払込日以降に定時償還額が確定する銘柄については、当該銘柄の支払代理人が定時償還期日の7営業日前までに定時償還額を通知する取扱いとなっています。当該通知を受けた場合には、証券保管振替機構はファクターの計算を行い、原則として当該通知を受けた日の19時に銘柄公示情報の次回予定欄のファクターの更新を行います。

<詳細資料>

（規）「一般債振替制度に係る業務処理要領」

（シ）「一般債振替システム 接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

<b>Q12</b>	<b>ファクターの更新履歴</b>
ある銘柄について、払込日以降のファクターの更新履歴を確認することはできますか。	

ファクターの更新履歴は提供しておりません。統合Web端末にて銘柄情報提供ファイルを日々取得、蓄積して参照するか、当該銘柄を保有していた機構加入者の場合は、確認が必要となる時期の振替口座簿記録事項証明書を請求してください。

<b>Q13</b>	<b>1 通貨あたりの利子額の更新のタイミング</b>
<p>銘柄公示情報に掲載されている変動利付債の銘柄について、次回利払日における 1 通貨あたりの利子額を確認したいのですが、更新のタイミングはいつですか。</p>	

変動利付債の利率等は、当該銘柄の支払代理人が利払期日の 7 営業日前までに通知する取扱いとなっています。証券保管振替機構は、支払代理人から利払に関する通知を受領後、原則として当該通知を受けた日の 19 時に銘柄公示情報の更新を行います。

<b>Q14</b>	<b>銘柄公示情報の利率欄の見方</b>
<p>銘柄公示情報の利率（今回）の欄がブランクとなっている場合には、利率 0%という意味でしょうか。</p>	

銘柄公示情報に掲載している今回、次回又は最終回の利率がブランク表示の場合には、利率が決定していないことを表しており、発行・支払代理人から通知を受けていないことを示しています。利率が 0%という意味ではありません。

<b>Q15</b>	<b>銘柄公示情報のその他情報の確認方法</b>
<p>銘柄公示情報に掲載されている銘柄のその他情報欄に、変動利率計算方法の記載がありますが、変動利率に関するより詳しい情報はどこで参照できますか。</p>	

銘柄公示情報は、発行・支払代理人からの通知に基づき掲載しています。変動利率に関する情報の詳細は、当該銘柄の発行者又は発行・支払代理人にお問合せください。

<b>Q16</b>	<b>消滅会社の銘柄情報の修正</b>
<p>銘柄公示情報に掲載されている銘柄に、発行者が合併し消滅会社となった銘柄がありますが、銘柄の正式名称の修正はされないのでしょうか。</p>	

銘柄公示情報は、発行・支払代理人からの通知に基づき表示しています。発行者が合併した場合であっても、発行者又は発行・支払代理人からの申出がない場合、銘柄の正式名称は変更されません。また、ISIN コードは原則として変更されません。

<b>Q17</b>	<b>振替口座簿記録事項証明書</b> の請求
<p>振替口座簿記録事項証明書（残高証明書）の請求はどのように行えばよいですか。</p>	



Target ほふりサイトを通じて請求をいただくことになります。請求方法等についてはホームページ上に掲載の詳細資料等を御参照ください。

<参照先>

証券保管振替機構ホームページ 一般債振替制度 > 証明書等の請求手続 > 振替口座簿記録事項証明書の請求及び交付方法等 > 残高証明書等の請求及び交付方法等  
「残高証明書等交付マニュアル（機構加入者用）」  
「残高証明書等交付マニュアル（監査人用）」  
「申請・請求 CSV 作成ツール」 ※本ツール（Excel）を取得、利用して請求 CSV 作成等の作業を行っていただきます。

<b>Q18</b>	<b>手数料</b>
機構加入者として必要となる手数料について教えてください。	

機構加入者に関する主な手数料には、制度参加に係る手数料と振替業務に係る手数料があります。

制度参加に係る手数料としては、口座開設金及びシステム接続準備手数料を制度参加時に、端末接続料を毎月、それぞれ御負担いただきます。

振替業務に係る手数料については、振替処理の都度課金が行われる振替手数料と、振替口座簿上の口座残高に応じて課金が行われる口座残高管理手数料を毎月ご負担いただくことになります。

その他の手数料及び詳細等については「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を御参照ください。なお、証券保管振替機構以外の関係者に支払う手数料については、証券保管振替機構において定めるものではございません。

<詳細資料>

（規）「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」

<b>Q19</b>	<b>手数料明細の参照方法</b>
一般債振替制度に係る手数料の内訳はどのように確認できますか。	

Target ほふりサイトにおいて、手数料明細票を CSV ファイルにて取得することが可能です（メニュー欄：手数料明細を見る）。また、当該 CSV ファイルは同様に Target ほふりサイトより取得する手数料明細作成ツール（機構加入者等）※を利用することで、Excel 形式の明細票に変換できます。

※ 手数料明細作成ツールは、ツールの更新の都度、Target ほふりサイトの「ほふりからの連絡を見る」ページに掲載しています。更新によって旧バージョンが利用できなくなることがありますので、当ページにて最新版を御確認ください。